

松江市告示第 495 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 46 条第 2 項の規定による廃止の届出がされたので、障害者総合支援法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

令和 3 年 8 月 24 日

松江市長 上 定 昭 仁

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日	廃止する事業	事業の主たる対象者	事業所番号
社会福祉法人 桑友 松江市天神町 93 番地	まるべりー松江 松江市天神町 93 番地	令和 3 年 9 月 30 日	自立訓練（生活訓練）	知的障害者 精神障害者	3210100503